

平成 26 年 11 月 19 日
山梨県健康増進課

指定医指定通知書の送付のご案内

平素から、山梨県の難病対策の推進につきましては、御理解、御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

別添のとおり指定医指定通知書を送ります。指定医の主な役割等については以下のとおりとなりますので、御一読ください。また、研修等の詳細につきましては、今後御案内してまいります。

1 指定医の職務

指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する臨床調査個人票の作成

難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供

今後、国の作成するシステムが稼働した後、詳細を御案内していきます。

2 指定医の区分

難病指定医

専門医資格によるもの（指定医番号の記号 S）

研修によるもの（指定医番号の記号 T）

経過措置*によるもの（指定医番号の記号 P）

協力難病指定医（指定医番号の記号 C）（研修によるもの）

今回、協力難病指定医は受付しておりません。

*【経過措置とは】（難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領）

都道府県知事は、平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り、その申請に基づき、法の施行日（平成 27 年 1 月 1 日）において診断又は治療に 5 年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに特定疾患治療研究事業に係る診断書を作成した実績があるなど、指定難病の診断及び治療に従事した経験を有する者として適切な医療を行うことができると認められる者を難病指定医に指定することができる。

ただし、当該難病指定医が、指定医であることを継続するためには、平成 29 年 3 月 31 日までに 1 の研修を受けなければならないものとし、当該難病指定医が、当該研修を平成 29 年 3 月 31 日までに受けなかった場合には、当該難病指定医の指定は平成 29 年 4 月 1 日以降はその効力を失ったこととする。

（裏面へ続く）

- 3 診断書（臨床調査個人票）の作成にあたっての注意点
新制度の診断書を作成するにあたって、指定通知書に記載のある「指定医番号」を臨床調査個人票の所定の欄に記載ください。御記入がない場合、窓口では、指定医により作成された診断書ではないと判断し、差し戻しになります。
主たる勤務地を変更せずに他県の医療機関等で非常勤職員等として勤務している場合、主たる勤務地で指定された際の指定医番号を利用してください。複数の都道府県の「指定医番号」を同時に持つことはできません。
- 4 指定医の有効期間と更新について
指定医の有効期間は、指定通知書のとおりです。
有効期限の前に、更新申請を行ってください。
専門医資格による難病指定医の更新申請にあたっては、申請時に専門医の認定期間であることの証明が必要となります。
- 5 指定内容の変更について
指定通知書に記載のある事項に変更が生じた場合、変更届が必要となります。変更届は下記のホームページからダウンロードできます。
専門医資格を喪失された場合には、その旨の届出をお願いします。
- 6 県外に転出するとき
主たる勤務先である医療機関を県外に変更するときは、当該医療機関の所在地の都道府県に改めて指定医指定申請書を提出し、新たな指定を受けるとともに、山梨県に辞退の申し出を行ってください。山梨県の指定は取り消されます。
- 7 公表について
県では、法令に基づき、指定通知書に記載された事項のうち、次の事項をホームページに掲載します。
医師氏名 医療機関の名称及び所在地 担当する診療科名

お問い合わせ先・変更届等の郵送先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県福祉保健部健康増進課 母子保健・難病担当

TEL 055-223-1496

FAX 055-223-1499

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>